

消防防災製品等推奨細則

制定	平成18年9月1日	消安セ細則第1号
改正	平成21年4月1日	消安セ細則第3号
改正	平成29年4月1日	消安セ細則第1号
改正	令和元年7月1日	消安セ細則第3号

(目的)

第1条 この細則は、消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号。以下「規程」という。）に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う推奨について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請に必要な書類等)

第2条 規程第6条に規定する別に定める図書は、次の各号に掲げるものとし、正副各1部をA4ファイルに一括してとじ合わせるものとする。

(1) 概要

消防防災製品等のあらましを容易に説明することができるもの

(2) 構成等

消防防災製品等の構成等を容易に説明することができるもの

(3) 機能又は性能及び運用面の効果等の説明書

消防防災製品等の機能又は性能及び運用面の効果等を詳細に記載した説明書

(4) 利便性、効率性、安全性の向上等の説明書

消防防災製品等の特徴、利便性、効率性、運用面の効果等を詳細に記載した説明書

(5) 仕様書

消防防災製品等の仕様書

(6) 使用方法等

消防防災製品等を使用する場合（維持管理を含む）のマニュアル等

(7) 検証データ

消防防災製品等の機能又は性能及び運用面の効果を検証できる試験データ等

(8) 関連資料

会社概要その他関連する資料

2 規程第3条第4号に規定する第三者機関により、機能、性能、安全性の向上等が確認されている場合は、当該機関が発行する証明を提出するものとする。

(委員会への付託等)

第3条 規程第7条に規定する消防防災製品等推奨委員会（以下「委員会」という。）への審査の付託は、消防防災製品等推奨審査依頼書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 委員会は、審査の結果を消防防災製品等推奨審査結果報告書（別記様式第2号）により、安全

センターに報告するものとする。

(推奨証の交付及び公表)

第4条 規程第8条に規定する推奨証又は不適合通知書は、前条第2項の報告を受けた日から20日以内に交付するものとする。

2 規程第8条第1項及び第18条第2項に規定する公表の方法は、安全センターの機関誌「月刊フェスク」及びホームページに掲載して行うものとする。

3 規程第9条第2項の規定により消防防災製品等推奨証更新申請書を受理した場合は、受理日から30日以内に規程第8条第1項に規定する推奨証を交付するものとする。

(書類等の返還)

第5条 規程第6条の規定により申請された申請書類は、副本1部を審査終了後に同条に規定する申請者に返還するものとする。

2 規程第13条の規定により提出された書類は、副本1部を同条の規定に基づく承認をした後に、当該承認を受けた者に返還するものとする。

(表示の方法)

第6条 規程第10条に規定する推奨マークは、個々の推奨製品等に表示するほか、推奨製品等の販売に係るパンフレット、リーフレット、パッケージ等に表示することができる。

2 前項の表示は、貼付、刻印、印刷等の方法を用いて行うことができる。

(契約)

第7条 規程第11条に規定する契約の締結は、別に定める消防防災製品等推奨契約書により行うものとする。

(軽微変更届)

第8条 規程第13条に規定する消防防災製品等推奨軽微変更届に添付すべき図書は、第2条に規定する図書のうち、当該軽微変更に係る図書をA4ファイルに一括してとじ合わせた正副各1部とする。

(手数料等)

第9条 規程第17条に規定する手数料及び使用料（以下「手数料等」という。）は、次表のとおりとする。

区 分	手数料等の額
規程第6条に規定する申請手数料	1件につき300,000円を基本とし、その都度理事長が定める。
規程第9条第2項に規定する更新申請手数料	1件につき30,000円

規程第10条に規定する 推奨マークの使用料	一件につき500,000円
規程第13条に規定する 軽微変更手数料	1件につき30,000円

2 手数料等は、安全センターの指定する方法により納付するものとする。

(契約解除の手続き)

第10条 規程第18条第2項に規定する推奨契約の解除の手続きを行うときは、解除の理由を記載した書面を配達証明付き内容証明郵便により送達するものとする。

(記載事項の変更届)

第11条 推奨取得者は、推奨証に記載されている事項を変更した場合若しくは推奨製品等の製造又は販売を中止した場合には、速やかに書面をもって安全センターに届出なければならない。

(報告義務)

第12条 推奨取得者は、推奨製品等に起因した事故等が発生した場合は、その事故の原因、内容、対応策等を速やかに安全センターに報告しなければならない。

(補 則)

第13条 この細則に定めるもののほか、細則の実施に関し必要な事項は、一般財団法人日本消防設備安全センター理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年9月15日から実施する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から実施する。

消防防災製品等推奨の審査依頼書

年 月 日

消防防災製品等推奨委員会委員長 殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長

下記の製品等について、消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号）第3条に規定する推奨に関する審査をお願いします。

記

申 請 者	住 所	
	法 人 の 名 称	
	代 表 者 職 氏 名	
	電 話 番 号	
製 品 等 の 名 称		
製 品 名 ・ 型 式 記 号		
主 な 用 途		
製 品 等 の 概 要		
特 記 事 項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

消防防災製品等推奨審査結果報告書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

消防防災製品等推奨委員会
委員長

消防防災製品等推奨規程（平成18年消安セ規程第14号）第3条に規定する推奨に関する審査結果を下記のとおり報告いたします。

記

申 請 者	住 所	
	法 人 の 名 称	
	代 表 者 職 氏 名	
	電 話 番 号	
製 品 等 の 名 称		
製 品 名 ・ 型 式 記 号		
審 査 結 果		
特 記 事 項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。